

インプットとアウトプットを一体化した効率的な学習体系を構築！
わずか6ヵ月で合格した著者の記憶法の全てが、ここに！

オートマチックシステムシリーズ

山本浩司著 早稲田経営出版

オートマチックシステムは「インアウト」と「記憶法重視」で効率的な学習を可能にしています。「インアウト」とはインプットの段階で過去問を解くことで、インプットの段階から出題パターンを知ることができ、合格レベルまでの時間を短縮できるというもの。「記憶法重視」はどうしても記憶できるか、という視点で書かれているので読者は読むだけで山本式記憶法を体感できる、という2つの特徴をもっています。この2つの方法による学習で自動的に合格に必要な学習法を本書で体感することができます。



※基礎講座、択一完成講座で使用するテキストの一部です。

①初学者も安心の用語解説

日常用語とは異質で独特な法律用語をただ解説するだけでなく、イメージしやすく解説しています。

②記憶法のルールに乗って理解！

具体的な事例を用い、法律のコトバをいったん身近な用語に置き換え、記述が進むごとに本来の正確な定義に至るように記載しています。

③理解を促進する図解

適宜図解を挿入しているので、イメージしにくい複雑な法律関係を視覚的に理解できます。

④『ヤマモト式記憶法』

本文は「ですます調」で、コラムなどは「である調」の文体をあえて混合させて記載し、メリハリをつけ記憶に残りやすくしています。

⑤その項目に必要なアウトプット（問題）も網羅

参考問題を適宜掲載し、単なるインプットのテキストではなく、その項目に必要なアウトプット（問題）も掲載。一体化することで立体的な知識が身につきます。

第10章危険負担についての補足

本章では、本シリーズ民法I第1部基礎編の記述を発展させて、危険負担についての補足説明をします。

基礎編を理解してから勉強すると理解が深まります。しかし、基礎がわからずに読むと頭が混乱します。

【用語解説】→ 危険負担

双務契約において一方の債務が債務者の責めに帰すことのできない事由により履行不能となり消滅した場合に他方の債務が消滅するかという問題。

債務者主義……他方の債務が消滅する。

債権者主義……他方の債務が存続する。

【事例56】

Xはその所有する家屋をYに売り渡す契約をした。

1. Xが引渡しを遅滞している間に地震により家屋が焼失した。XはYに対し損害賠償債務を負うか。

2. Yの代金支払債務は存続するか。

1について

地震による焼失だから、そのこと自体にXの過失はありません。

しかし、売主のXが履行を遅滞しなければ焼失もなかったのです。

そこで、全体としてXに過失ありです。

したがって、本事例は債務者Xの責めに帰すべき事由による履行不能の問題です。

Xは民法415条後段により、債務不履行による損害賠償責任を負います。

2について

上記のとおり売主Xに過失があるので、本事例は危険負担の問題とは無関係です。

Xの目的物の引渡し債務は1で記述したように「履行不能による損害賠償債務」に転化しました。

かたや、買主Yの代金支払債務が消える法律上の理由はありません。

108

第4章・制限行為能力 へこひいさの編

参考問題

1. 保佐人の同意を得ることなく、被保佐人が行った行為を取り消す場合、取消権を行使することができるのは被保佐人自身であり、保佐人が取り消すことはできない。

2. 未成年者がした法律行為の取消は未成年者が単独ですることができます。(司法書士S63)

3. 他人の任意代理人として代理行為をするためには、成年被後見人は、成年被後見人の同意を得ることが必要であるが、被保佐人は、保佐人の同意を得ることを要しない。(司法書士H9)

4. 成年被後見人又は被保佐人が、相手方に能力者である旨通知させるため詐術を用いた場合、成年被後見人は、成年被後見人の行為を取り消すことができるが、保佐人は、被保佐人の行為を取り消すことができない。(司法書士H9)

5. 被保佐人は、第三者が銀行から融資を受けるに当たり、自己が被保佐人であることを告げないでその債務を保証したときは、その保証契約を取り消すことができる。(司法書士S63)

6. AはBの詐欺により、Bとの間でA所有の甲土地を売り渡す契約をした。Aは、詐欺の事実気付いて売買契約の意思表示を取消した場合において、Bへの所有権移転登記を経由したときは、Bに対し、受領済みの代金及びこれ同時以降の法定利率による利息を返還しなければならない。(司法書士H9)

第3章・親子

定血族関係が生じません。

いからです。

第2部 読後・相読編

見入甲は、単独で、その所有する建物代金400万円を乙に売却し、うち、30万円を内に対する債務の返済にあてた上、200万円を遊興費を生活費にそれぞれ使い、残りの50万円を所持している。こので、甲の成年被後見人が乙に対し建物の売買契約を取り消したときに、返すべき金額は、次のうちどれか。(司法書士S62)

2 280万円 3 200万円 4 80万円 5 50万円

1. X 2. O

れも同意は不要。(民法102条)

も取消は不可。(民法21条)

る然様は詐術にあたらずという主旨の出題。

善意の不当利得者であり、民法703条が適用される。すなわち、現で足りる。

247

第3章・親子

「被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したときは、その子の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。」

上記の条文中、子の子であっても、被相続人の直系卑属でない者とは、養子縁組前の養子の子のことを指している。

3

15.10.1 出生 X 亡 15.10.1 養子縁組 Y 16.10.1 出生

Z死亡のとき ①Xは相続しない ②YはAを代襲して相続する

4

コラム 実親との関係

養子縁組をした場合に、養子と実親との関係はどうなるか？

養子が、未成年であれば、養親が親権者となる。

しかし、養子縁組をしても、養子と実親の血族関係が切れるわけではない。

養子の戸籍には、養父母と記入で養父母の記載がされ、相変わらず血族1親等の関係が継続する。つまり、養子は、養父母の相続人でもあるし、養父母の相続人にも該当することとなる。

参考問題

1. 養子縁組（特別養子を除く）をすると、養子とその実方の親との親子関係は消滅する。

2. 養子縁組（特別養子を除く）をすると、養子およびその血族と養親およびその血族に法定血族関係が生じる。

269